

# イベント盛りだくさん おのまち夏まつり



昨年の夏まつりから



今年も中心市街地で次の日時で夏まつりが実施されます。  
 たかむら踊り、花火打ち上げ、小野中学校吹奏楽演奏、鬼五郎 幡五郎和太鼓演奏、ねぶた山車展示、絵ねぶた展示など盛りだくさんのイベントを用意しております。  
 詳しくは新聞チラシをご覧の上、ご家族そろって出かけください。  
**◆日時** 8月15日(火) 午後6時～10時  
**◆場所** 横町～中通地内

## 国民年金コーナー

### 国民年金保険料の免除制度③

7月号では、一部納付(免除)制度を紹介しましたが、今回は若年者納付猶予制度を紹介いたします。

保険料免除制度の所得審査は、申請者本人のほか、配偶者や世帯主の所得も審査の対象になるため、一定以上の所得のある親(世帯主)と同居している若年層(20歳代)の方は、免除制度を利用することができません。

そこで、他の年齢層に比べて所得が少ない若年層の方には、保険料を後払いできる「若年者納付猶予制度」があります。

若年者納付猶予制度は、  
 ●本人と配偶者の所得のみで所得要件を審査します。

●納付猶予を受けた期間は、万一、障害を負ってしまったときの障害基礎年金や、将来老齢基礎年金を受け取るために必要な受給資格期間に含まれます。

ただし、申請される際は、次の点にご注意ください。  
 ◆受給資格期間に含まれますが、老齢基礎年金額には反映されません。

### 平成18年度の追納額

(加算額を含む。月額)

対象年度	全額免除	半額免除
平成8年度分	16,480円	—
平成9年度分	16,260円	—
平成10年度分	16,010円	—
平成11年度分	15,400円	—
平成12年度分	14,800円	—
平成13年度分	14,230円	—
平成14年度分	13,690円	6,840円
平成15年度分	13,490円	6,740円
平成16年度分	13,300円	6,650円
平成17年度分	13,580円	6,790円

※保険料の追納には納付書が必要になります。納付書の作成は、郡山社会保険事務所(☎024-932-3480)までお申し込みください。

◆猶予を受けた期間から10年以上は、追納することができません。追納すると将来受け取る年金額を満額に近づけることができます。ただし、承認を受けた年度から3年度が過ぎますと、一定の率をかけた金額が加算されます。

加算額を加えた追納額は、表のとおりです。

受給資格期間は最低でも25年以上の期間が必要です。また、不慮の事態が生じた場合は、その月の前々月以前の1年間に保険料の未納期間があると障害基礎年金を受け取ることができません。

◆問い合わせ  
 郡山社会保険事務所  
 ☎024-932-13480  
 町民生活課  
 ☎72-6933

礎年金などを受け取ることができない場合がありますので、免除や納付猶予制度を有効に活用してください。

平成18年度より、全額免除及び若年者納付猶予の承認を受けたい方は、継続申請ができるようになります。詳しくは、社会保険事務所または町民生活課までお問い合わせください。